

第455回東京地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 資料1 東京地方最低賃金審議会 委員名簿（第49期）
- 資料2 2026年 春季賃上げ要求・妥結状況（2026年5月14日現在）
- 資料3 労働経済関係資料
- 資料4 賃金引き上げの支援策及び業務改善助成金について
- 資料5 令和7年度 地域別最低賃金額一覧

東京地方最低賃金審議会委員名簿（第49期）

令和7年5月17日任命

令和7年7月31日任命

※令和8年4月22日任命

（公益代表委員）

いし げ あき のり
石 毛 昭 範

拓殖大学商学部 教授

かん き ち か こ
神 吉 知 郁 子

東京大学大学院法学政治学研究科 教授

なが なわ きょう こ
永 縄 恭 子

弁護士

なり た たい こ
成 田 妙 庫

特定社会保険労務士

はら まさ と
原 昌 登

成蹊大学法学部 教授

ほん だ あつ こ
本 田 敦 子

弁護士

（労働者代表委員）

おお しま た ろう
大 島 太 郎

基幹労連東京都本部 事務局長

おか だ ま み
岡 田 麻 美

JAM東京千葉 書記長

かね こ とみ のり
金 子 富 紀

連合東京 副事務局長

さわ のぼり ゆう こ
澤 登 祐 子

UAゼンセン東京都支部 次長

つち や りょう
土 屋 亮

運輸労連東京 執行委員長

もり あき のり
森 玲 憲

自動車総連 東京地方協議会 議長

（使用者代表委員）

おお つじ とし ふみ
大 辻 俊 文

TOPPAN システムインテグレーション株式会社 総務本部長

かみ なお たけ
神 尚 武

一般社団法人東京経営者協会 事務局長

きよ た もと ひろ
清 田 素 弘

東京商工会議所 産業政策第二部 担当部長

こ ばやし ひと し
小 林 仁 志

首都商工協同組合 理事

さか まき せい いちろう
坂 巻 政一郎

東京都中小企業団体中央会 常勤参事

ほう たい ゆう すけ
布 袋 悠 介

三菱重工業株式会社 HR戦略部 次長

（五十音順）

要求状況（加重平均）

2026年

春季賃上げ

要求状況（加重平均）

2026年5月14日 現在

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全 都)

産 業	区 分	平均 年 齢	平均 賃 金	299人以下		300～999人		1,000人以上		全 規 模		対 前 年 比	前 年 額	賃上げ率
				件数	平 均 額	件数	平 均 額	件数	平 均 額	件数	平 均 額			
漁	業	39.2	350,287	1	18,000			1	14,000	2	14,327	10.21	13,000	4.09
鉱業、採石業、砂利採取業		35.3	457,240					1	36,301	1	36,301	-36.09	56,799	7.94
建	設 業	38.1	376,824	2	12,440	1	17,860	6	20,478	9	20,084	28.73	15,602	5.33
製	造 業	40.2	359,732	35	17,001	35	19,541	98	19,667	168	19,614	1.36	19,350	5.45
内 訳	食料品、たばこ	39.3	335,474			4	18,929	14	19,245	18	19,227	6.31	18,086	5.73
	織 維、衣 服	39.1	352,488			1	18,510	4	21,929	5	21,852	2.85	21,247	6.20
	木材、家具装備品	38.3	294,754					1	14,161	1	14,161	0.73	14,059	4.80
	パルプ、紙、紙製品	43.5	316,474	1	18,000			3	16,010	4	16,045	10.85	14,474	5.07
	印刷・同関連	43.1	294,793	6	11,646			2	16,977	8	15,810	-0.87	15,949	5.36
	化 学 工 業	39.2	416,178			8	19,699	14	19,577	22	19,592	4.79	18,696	4.71
	石 油 ・ 石 炭 製 品	36.9	252,025					1	15,000	1	15,000	-21.05	19,000	5.95
	プラスチック製品	37.8	298,353	1	12,000					1	12,000	-52.00	25,000	4.02
	ゴ ム 製 品	41.3	347,598	1	12,000	1	19,452	1	22,264	3	20,110	29.40	15,541	5.79
	なめし革・毛皮													
	窯業・土石製品	36.8	344,305			1	19,220	2	16,452	3	16,696	-0.92	16,851	4.85
	鉄 鋼 業	38.3	330,215	1	25,000	1	15,000	4	21,133	6	20,911	-1.50	21,230	6.33
	非 鉄 金 属	40.0	330,770	1	4,000			5	19,261	6	19,209	-4.45	20,104	5.81
	金 属 製 品	37.8	266,725	2	15,008	3	18,428	2	16,131	7	16,327	15.27	14,164	6.12
	機 械 器 具 製 造 業	39.9	361,530	12	20,071	11	18,599	20	20,640	43	20,291	7.53	18,870	5.61
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	40.0	371,250	4	20,230	3	22,435	7	23,158	14	22,968	6.54	21,558	6.19
	電気機械器具	42.6	354,271	3	16,653			3	18,750	6	18,673	-2.43	19,139	5.27
	情報通信機械器具製造業	40.3	354,232	2	20,587			7	18,630	9	18,647	-18.11	22,770	5.26
	輸送用機械器具	40.0	372,324	1	12,000	2	21,273	6	20,667	9	20,636	6.30	19,413	5.54
	そ の 他 製 造	42.4	353,102					2	17,981	2	17,981	22.00	14,738	5.09
	電気・ガス・熱供給・水道業	35.5	330,662			1	26,290			1	26,290	31.45	20,000	7.95
	情 報 通 信 業	39.5	395,324	16	15,503	7	22,083	10	16,878	33	17,221	6.39	16,187	4.36
	内 通 信 ・ 放 送	36.5	340,092					2	10,529	2	10,529	33.72	7,874	3.10
	情報サービス	39.9	400,639	1	20,334	2	18,823	7	17,808	10	17,850	5.96	16,846	4.46
	訳 情報制作(出版等)	39.3	407,565	15	14,963	5	24,399	1	13,000	21	18,842	-2.71	19,366	4.62
	運輸業・郵便業	41.4	337,760	9	17,614	5	16,632	22	19,355	36	19,264	9.72	17,558	5.70
	内 私 鉄 ・ バ ス	41.4	350,313	1	19,900	3	16,688	8	22,620	12	22,224	13.56	19,571	6.34
	道路貨物運送	44.9	325,521	4	16,424	1	18,000	9	16,164	14	16,179	19.16	13,577	4.97
	訳 そ の 他 運 輸	36.9	335,310	4	18,678	1	11,440	5	18,961	10	18,933	-3.79	19,678	5.65
	卸 売 ・ 小 売 業	45.6	337,471	4	15,908	8	19,679	24	20,274	36	20,204	11.75	18,080	5.99
	金 融 ・ 保 険 業	34.6	340,726	1	14,811	1	19,003	1	16,000	3	17,219	6.95	16,100	5.05
	不動産業、物品賃貸業	33.8	364,721			2	17,361			2	17,361	-20.18	21,750	4.76
	学術研究、専門・技術サービス業	39.2	308,063	1	5,000	2	21,110	2	18,000	5	17,997	1.86	17,669	5.84
	宿泊業、飲食サービス業	37.4	329,760	1	18,000	2	18,644	7	21,069	10	20,830	-3.82	21,658	6.32
	生活関連サービス業、娯楽業	39.6	297,289					1	14,865	1	14,865	3.76	14,327	5.00
	医 療 、 福 祉	41.3	336,654	1	18,602	2	18,660	1	50,000	4	38,303	0.42	38,143	11.38
	教育、学習支援	45.5	455,033	7	20,289			1	25,359	8	23,133	-4.75	24,286	5.08
	複合サービス事業	40.2	274,704					2	19,452	2	19,452	19.56	16,269	7.08
	サービス業(その他)	41.5	327,918	1	16,000	1	15,000	7	20,613	9	20,464	2.96	19,875	6.24
総 平 均		40.9	355,983	79	16,640	67	19,497	184	19,427	330	19,389	5.27	18,419	5.45

(注) (1) 金額は原則として組合員平均である。

(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。

(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

妥結状況（加重平均）

2026年 春季賃上げ 妥結状況（加重平均）

2026年5月14日 現在

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全 都)

産 業	区 分	平均 年 齢	平均 賃 金	299人以下		300～999人		1, 000人以上		全 規 模		対 前 年 比	前 年 額	賃上げ率
				件数	平 均 額	件数	平 均 額	件数	平 均 額	件数	平 均 額			
漁 業		39.2	350,287	1	16,000			1	13,000	2	13,245	0.46	13,184	3.78
鉱業、採石業、砂利採取業		35.3	457,240					1	36,301	1	36,301	0.17	36,238	7.94
建 設 業		38.8	363,459	2	12,440	1	17,860	4	19,103	7	18,671	19.21	15,662	5.14
製 造 業		40.2	357,764	26	12,516	28	17,384	83	18,352	137	18,212	0.39	18,142	5.09
内	食料品、たばこ	39.4	336,998			4	17,049	13	18,249	17	18,181	6.38	17,090	5.39
	織 維、衣 服	39.1	352,488			1	15,830	4	20,609	5	20,501	3.10	19,884	5.82
	木材、家具装備品	38.3	294,754					1	10,329	1	10,329	-26.53	14,059	3.50
	パルプ、紙、紙製品	42.9	317,542					2	16,127	2	16,127	9.93	14,670	5.08
	印刷・同関連	43.7	283,080	6	6,983			1	16,098	7	12,717	3.31	12,309	4.49
	化 学 工 業	38.6	408,579			8	19,694	12	18,499	20	18,662	4.54	17,852	4.57
	石 油 ・ 石 炭 製 品	36.9	252,025					1	10,000	1	10,000	0.00	10,000	3.97
	プラスチック製品	37.8	298,353	1	11,000					1	11,000	-27.63	15,200	3.69
	ゴ ム 製 品	41.3	347,598	1	6,000	1	19,452	1	19,669	3	19,372	14.51	16,917	5.57
	なめし革・毛皮													
訳	窯業・土石製品	37.9	337,598			1	19,220	1	10,000	2	11,297	-22.57	14,590	3.35
	鉄 鋼 業	38.3	327,025	1	13,500	1	10,000	3	17,488	5	16,987	-10.47	18,973	5.19
	非 鉄 金 属	40.8	344,306					4	20,722	4	20,722	5.38	19,664	6.02
	金 属 製 品	39.3	276,615	2	13,331	2	15,455	1	19,537	5	14,181	32.10	10,735	5.13
	機械器具製造業	39.8	363,200	8	14,632	6	16,651	18	19,414	32	19,049	3.14	18,469	5.24
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	40.0	364,291	2	12,186	2	19,625	4	23,599	8	22,426	25.46	17,875	6.16
	電気機械器具	42.6	354,271	3	14,890			3	16,654	6	16,589	-1.28	16,804	4.68
	情報通信機械器具製造業	40.3	354,232	2	18,128			7	18,125	9	18,125	-17.55	21,984	5.12
	輸送用機械器具	40.3	364,206			2	11,452	5	20,306	7	20,024	14.23	17,530	5.50
	そ の 他 製 造	42.4	353,102					2	13,242	2	13,242	-5.47	14,008	3.75
電気・ガス・熱供給・水道業														
情 報 通 信 業		39.8	401,280	8	10,495	4	19,382	7	15,646	19	15,724	-4.11	16,398	3.92
内	通 信 ・ 放 送	38.0	404,386					1	7,940	1	7,940	0.25	7,920	1.96
	情報サービス	39.9	404,148			1	18,811	5	15,745	6	15,803	-6.25	16,857	3.91
訳	情報制作(出版等)	38.9	359,096	8	10,495	3	19,914	1	18,000	12	17,253	35.65	12,719	4.80
	運輸業、郵便業	41.4	338,431	7	8,641	4	13,175	21	14,177	32	14,123	-1.60	14,352	4.17
内	私 鉄 ・ バ ス	41.3	352,159	1	15,600	2	13,662	8	17,762	11	17,563	-1.89	17,901	4.99
	道路貨物運送	44.9	325,521	4	5,909	1	10,000	9	6,921	14	6,931	-5.20	7,311	2.13
訳	そ の 他 運 輸	36.9	335,457	2	13,770	1	11,440	4	18,478	7	18,428	0.65	18,309	5.49
	卸 売 ・ 小 売 業	45.9	343,345	3	9,671	3	13,332	17	15,516	23	15,368	6.17	14,475	4.48
	金 融 ・ 保 険 業	34.5	340,684			1	19,003	1	16,000	2	17,253	5.36	16,376	5.06
	不動産業、物品賃貸業	30.0	370,200			1	26,840			1	26,840	-7.05	28,876	7.25
学術研究、専門・技術サービス業		40.5	301,080	1	2,000			2	18,000	3	17,270	-10.18	19,227	5.74
宿泊業、飲食サービス業		38.1	337,820			2	18,644	5	15,713	7	15,992	-34.22	24,310	4.73
生活関連サービス業、娯楽業		39.6	297,289					1	8,918	1	8,918	-37.75	14,327	3.00
医 療、 福 祉														
教育、学習支援		47.4	286,689	7	11,973					7	11,973	-6.75	12,840	4.18
複合サービス事業		40.2	274,704					2	15,182	2	15,182	19.49	12,706	5.53
サービス業(その他)		41.8	329,605			1	15,000	6	19,469	7	19,401	7.75	18,005	5.89
総 平 均		41.0	355,962	55	11,490	45	17,251	151	16,492	251	16,467	-0.78	16,596	4.63

- (注) (1) 金額は原則として組合員平均である。
(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。
(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。

過去 10 年間の要求・妥結結果 (2017 年～2026 年)

年	要 求			妥 結		
	金 額(円)	対前年比(%)	賃上げ率 (%)	金 額(円)	対前年比(%)	賃上げ率 (%)
2017	8,112	△4.91	2.57	5,496	△5.23	1.74
2018	8,203	3.78	2.56	5,739	8.36	1.79
2019	8,569	△1.27	2.72	6,001	△4.79	1.90
2020	8,875	△1.00	2.87	5,594	△3.62	1.80
2021	8,037	△11.66	2.51	5,862	△1.74	1.83
2022	9,160	17.74	2.90	6,866	20.50	2.16
2023	12,837	35.11	4.00	12,642	81.04	3.92
2024	17,159	31.10	5.24	15,670	42.44	4.78
2025	18,810	7.46	5.54	15,891	3.70	4.69
2026 (5月14日現在)	19,389	5.27	5.45	16,467	△0.78	4.63

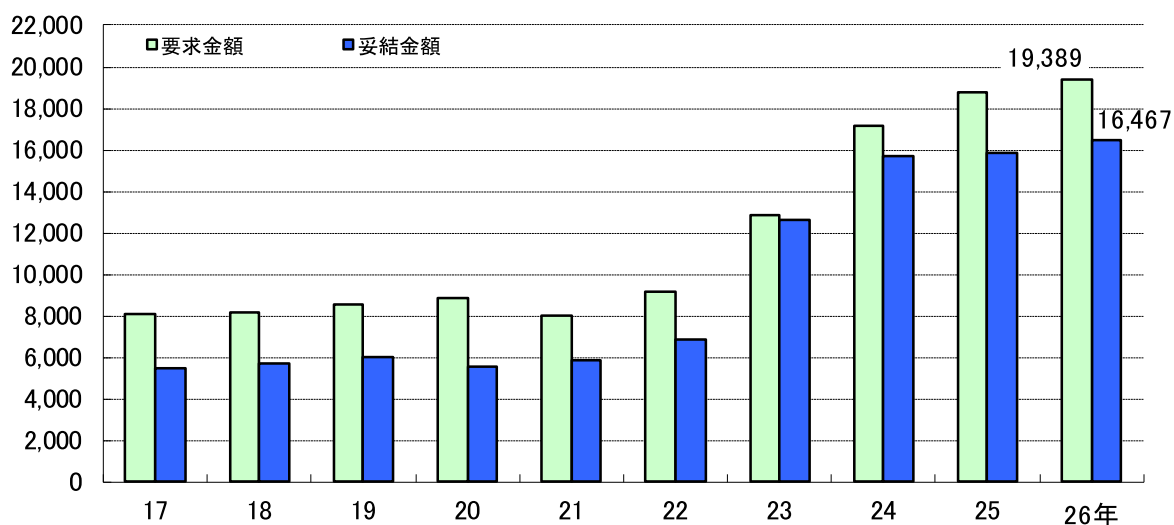
(注 1) 2026 年を除いて、各年とも東京都の最終結果である。

(注 2) 数値は加重平均（組合員一人当たりの平均）である。

(注 3) 「対前年比 (%)」は同一労組の前年実績との比較であり、前年最終結果（要求金額・妥結金額）との比較ではない。

要求金額・妥結金額の推移

(円)



注 2026年は中間発表の数値である一方、2025年以前は最終結果の数値であるため、単純に比較はできない。

労働経済関係資料（その1）

年 月	雇 用 ・ 賃 金 ・ 労 働 時 間「毎月勤労統計調査」															労 働 市 場				
	東 京 都									全 国						東 京 都		全 国		
	常用労働者数	現金給与と総額（月間）			実質賃金指数	総実労働時間数（月間）			常用労働者数	現金給与と総額（月間）			実質賃金指数	総実労働時間数（月間）			求人倍率（季調値）	求人倍率（季調値）		
	（千人）	（円）			令和2年平均＝ 100	（時間）			（千人）	（円）			令和2年平均 ＝100	（時間）			（倍）		（倍）	
	総産業	総 額	定期給与	特別給与	総産業	総 数	所定内	所定外	産業計	総 額	定期給与	特別給与	産業計	総 数	所定内	所定外	新 規	有 効	新 規	有 効
令和2年	8,064	408,589	327,112	81,477	100.0	134.5	124.2	10.3	45,760	318,405	257,258	56,069	100.0	135.1	124.7	9.9	2.55	1.45	1.95	1.18
令和3年	8,003	412,797	331,358	81,439	101.2	137.6	126.4	11.2	51,893	319,461	263,739	55,722	100.6	136.1	126.4	9.7	2.39	1.19	2.02	1.13
令和4年	7,967	424,429	336,842	87,587	101.1	138.4	126.7	11.7	51,342	325,817	267,461	58,356	99.6	136.1	126.0	10.1	3.20	1.60	2.30	1.31
令和5年	8,096	432,475	344,041	88,434	99.2	139.9	128.2	11.7	52,282	329,778	270,229	59,549	97.1	136.3	126.3	10.0	3.59	1.78	2.28	1.29
令和6年	8,611	448,243	354,305	93,938	99.9	139.6	128.0	11.6	50,814	347,994	281,959	66,035	99.3	136.9	126.9	10.0	3.65	1.76	2.26	1.25
令和7年	8,704	459,078	362,509	96,569	99.1	137.6	—	—	51,566	355,941	287,427	68,514	98.0	135.1	125.3	9.8	3.46	1.72	2.16	1.20
令和7年1月	8,584	370,689	355,122	15,567	80.7	132.0	120.9	11.1	51,141	292,468	280,617	11,851	81.2	128.5	119.0	9.5	3.72	1.76	2.30	1.25
2	8,592	374,417	352,347	22,070	81.9	132.5	120.8	11.7	51,053	288,697	280,243	8,454	80.5	130.8	121.0	9.8	3.52	1.75	2.31	1.25
3	8,571	407,851	355,583	52,268	88.9	135.3	123.2	12.1	50,856	309,059	282,931	26,128	85.9	132.7	122.5	10.2	3.73	1.75	2.27	1.25
4	8,755	392,442	366,498	25,944	85.0	143.0	130.9	12.1	51,481	301,698	289,291	12,407	83.5	139.5	129.3	10.2	3.64	1.76	2.26	1.25
5	8,777	385,817	357,752	28,065	83.3	137.9	126.8	11.1	51,673	301,592	287,118	14,474	83.1	134.5	124.8	9.7	3.48	1.74	2.18	1.23
6	8,772	727,787	364,915	362,872	157.5	141.6	130.5	11.1	51,759	514,106	289,536	224,570	141.9	139.6	129.9	9.7	3.50	1.72	2.18	1.22
7	8,743	497,357	364,599	132,758	107.4	145.6	134.0	11.6	51,827	416,744	289,946	126,798	114.8	141.8	132.0	9.8	3.48	1.71	2.18	1.22
8	8,748	374,713	361,830	12,883	80.8	133.4	122.8	10.6	51,750	299,955	286,943	13,012	82.5	129.1	120.1	9.0	3.37	1.70	2.15	1.21
9	8,718	391,780	366,250	25,530	84.9	135.4	124.2	11.2	51,703	297,787	288,543	9,244	81.9	134.5	124.8	9.7	3.52	1.71	2.13	1.20
10	8,726	386,561	370,201	16,360	82.8	143.2	131.3	11.9	51,769	299,801	291,837	7,964	81.9	140.3	130.1	10.2	3.49	1.72	2.12	1.19
11	8,729	394,093	367,013	27,080	84.1	136.0	124.5	11.5	51,864	313,531	290,616	22,915	85.3	134.8	124.8	10.0	3.43	1.73	2.14	1.19
12	8,732	800,301	367,650	432,651	171.2	135.4	124.2	11.2	51,919	632,196	291,279	340,917	172.2	134.6	124.7	9.9	3.48	1.74	2.14	1.20
令和8年1月	8,711	379,610	365,007	14,603	81.3	130.0	119.4	10.6	51,787	299,768	288,933	10,835	81.8	128.3	118.8	9.5	3.38	1.73	2.11	1.18
2	8,713	394,222	368,376	25,846	84.9	130.3	119.3	11.0	51,725	298,542	289,452	9,090	82.1	129.4	119.7	9.7	3.28	1.73	2.10	1.19
3	8,674	419,954	374,690	45,264	90.2	136.6	124.9	11.7	51,429	318,563	292,612	25,951	87.1	133.4	123.3	10.1	3.43	1.74	2.15	1.18
4									p 52,023	p 312,425	p 299,096	p 13,329	p 85.1	p 139.9	p 129.7	p 10.2	3.41	1.74	2.11	1.18
5																				
	前 年 比 ・ 前 年 同 月 比 (%)															前 年 差 ・ 前 月 差				
令和2年	△0.7	△1.3	△0.5	—	△1.3	△2.6	△2.0	△9.6	1.0	△1.2	△0.7	△3.6	△1.2	△2.8	△2.0	△13.2	△0.94	△0.65	△0.47	△0.42
令和3年	△0.8	0.9	1.3	—	1.2	2.3	1.7	8.6	1.2	0.3	0.5	△0.8	0.6	0.6	0.4	5.1	△0.16	△0.26	0.24	0.15
令和4年	△0.4	2.8	1.7	—	△0.1	0.6	0.3	4.5	0.9	2.0	1.4	4.6	△1.0	0.1	△0.3	4.6	0.72	0.38	0.22	0.15
令和5年	1.7	1.8	2.1	—	△1.9	1.1	1.2	△0.1	1.9	1.2	1.1	1.9	△2.5	0.1	0.2	△0.9	0.39	0.18	△0.02	△0.02
令和6年	2.0	2.4	1.9	—	△0.3	△0.9	△0.2	△0.9	1.2	2.8	2.0	6.7	△0.3	△1.0	△0.9	△2.7	0.06	△0.02	△0.02	△0.04
令和7年	1.1	2.5	2.3	—	△0.8	△1.4	—	—	1.5	2.3	2.0	3.8	△1.3	△1.4	△1.3	△2.5	△0.19	△0.04	△0.10	△0.05
令和7年1月	0.8	0.8	2.5	—	△3.1	0.5	0.4	0.9	1.7	1.8	2.2	△7.4	△2.8	△0.2	△0.1	△1.0	0.12	0.02	0.05	0.01
2	1.2	5.7	2.2	—	2.2	△1.8	△2.1	1.7	1.6	2.7	1.4	74.1	△1.5	△2.8	△2.8	△3.0	△0.20	△0.04	△0.02	△0.02
3	1.1	3.4	1.1	—	0.0	△2.0	△2.1	△1.6	1.7	2.3	1.4	14.5	△1.8	△2.7	△2.6	△2.8	0.21	0.02	0.02	0.02
4	1.2	2.8	2.6	—	△1.2	△1.1	△1.1	△0.8	1.7	2.0	2.1	0.1	△2.0	△1.3	△1.3	△2.8	△0.09	0.01	△0.01	0.00
5	1.1	0.3	1.2	—	△3.5	△2.2	△2.1	△2.6	1.7	1.4	2.0	6.6	△2.6	△1.7	△1.8	△1.0	△0.16	△0.02	△0.08	△0.02
6	1.3	4.6	3.1	—	1.0	△0.4	△0.1	△3.5	1.5	3.1	2.0	4.4	△0.8	△0.4	△0.1	△3.0	0.02	△0.02	0.00	△0.01
7	0.8	2.1	2.4	—	△1.3	0.7	0.7	△0.9	1.4	3.4	2.1	6.3	△0.2	0.3	0.4	△3.0	△0.02	△0.01	0.00	0.00
8	1.2	0.4	1.7	—	△2.4	△3.3	△3.2	△4.5	1.3	1.3	1.8	△7.8	△1.7	△2.3	△2.3	△3.3	△0.11	△0.01	△0.03	△0.01
9	1.0	3.7	2.9	—	0.8	△0.1	△0.1	△0.9	1.3	2.1	2.0	3.8	△1.3	△0.1	0.0	△2.0	0.15	0.01	△0.02	△0.01
10	1.0	3.6	3.2	—	0.5	0.0	0.1	△2.4	1.3	2.5	2.5	6.4	△0.8	0.2	0.4	△1.9	△0.03	0.01	△0.01	△0.01
11	1.1	0.6	2.3	—	△2.4	△4.9	△5.0	△4.1	1.3	1.7	1.9	△1.5	△1.6	△3.9	△3.9	△3.8	△0.06	0.01	0.02	0.00
12	1.1	1.0	2.9	—	△1.2	△2.6	△2.5	△4.3	1.3	2.4	2.0	2.7	△0.1	△1.6	△1.6	△2.0	0.05	0.01	0.00	0.01
令和8年1月	1.4	2.3	2.8	—	0.7	△1.4	△1.2	△4.5	1.2	2.5	2.9	△8.6	0.7	△0.1	△0.1	0.0	△0.10	△0.01	△0.03	△0.02
2	1.4	5.2	4.5	—	3.7	△1.6	△1.2	△6.0	1.3	3.4	3.3	7.5	2.0	△1.0	△1.0	△1.0	△0.10	0.00	△0.01	0.01
3	1.3	2.9	5.3	—	1.5	1.0	1.4	△3.3	1.1	3.1	3.3	△0.7	1.4	0.5	0.6	△1.0	0.15	0.01	0.05	△0.01
4				—					p 1.0	p 3.5	p 3.4	p 7.4	p 1.9	p 0.3	p 0.3	p 0.0	△0.02	0.00	△0.04	0.00
5				—																
資料出所	東京都総務局「毎月勤労統計調査」								厚生労働省「毎月勤労統計調査」								東京労働局 「最近の雇用失業情勢」		厚生労働省 「職業安定業務統計」	

（注）1）最新データを資料出所欄の各調査結果から追記している。

2）pは速報値、△は減少を示している。

3）前年比、前年同月比は抽出替時にギャップ修正値で算出するので、実数とは必ずしも一致しない。

4）求人倍率は、新規学卒を除き、パートタイム労働者を含んだ数値である。年については実数値である。

5）「毎月勤労統計調査」は、常用労働者5人以上の事業所が対象。「定期給与」には所定内給与及び所定外給与を含む。なお、東京都の特別給与は前年比・前年同月比が公表されていない。

6）実質賃金指数＝名目賃金指数（現金給与総額）÷東京都都区部消費者物価指数×100

労働経済関係資料（その2）

年 月	鉱工業指数						所得・消費								物価指数			企業倒産				
	東京都工業指数			鉱工業指数（全国）			東京23区			全 国				消費者物価指数（生鮮除く）		国内企業物価指数		東 京 都			全 国	
	令和2年=100			令和2年=100			実収入	可処分所得	消費支出	実収入	可処分所得	消費支出		令和2年=100		令和2年=100		件 数	負債額	大型倒産 （負債額10 億以上）	件 数	負債額
	生産	出荷	在庫	生産	出荷	在庫	（勤労者世帯） （千円）	（勤労者世帯） （千円）	（勤労者世帯） （千円）	（勤労者世帯） （千円）	（勤労者世帯） （千円）	（勤労者世帯） （千円）	（2人以上 の世帯） （千円）	東京23区	全国	全国		（件）	（百万円）	（件）	（件）	（百万円）
令和2年	100.0	100.0	108.9	100.0	100.0	92.6	702	562	343	610	499	306	278	100.0	100.0	100.0		1,392	239,239	53	7,773	1,220,046
令和3年	107.4	105.9	99.1	105.4	104.4	98.5	730	583	357	605	493	309	279	99.8	99.8	104.6		1,126	405,147	44	6,030	1,150,703
令和4年	110.1	106.5	115.5	105.3	103.9	101.2	684	551	350	618	501	321	291	101.9	102.1	114.9		1,151	321,542	39	6,428	2,331,443
令和5年	106.2	101.8	91.4	103.9	103.2	100.7	721	576	363	608	495	319	294	105.0	105.2	119.9		1,597	718,090	80	8,690	2,402,645
令和6年	107.0	100.1	109.9	101.2	99.9	98.8	772	620	373	636	523	325	300	107.2	107.9	122.8		1,782	539,062	66	10,006	2,343,538
令和7年	104.4	98.4	77.9	100.9	99.5	96.0	751	597	383	654	532	346	314	110.1	111.2	126.7		1,777	460,839	61	10,300	1,592,190
令和7年1月	105.8	101.8	105.1	101.9	99.1	102.1	602	484	368	515	420	331	306	108.7	109.8	125.5		152	21,626	4	840	121,449
2月	114.1	105.0	104.3	102.0	100.7	101.6	654	534	332	572	474	314	291	108.5	109.7	125.8		125	17,616	5	764	171,277
3月	106.0	100.8	111.4	101.4	99.3	101.7	606	482	435	524	426	383	339	109.1	110.2	126.2		137	19,440	5	853	98,586
4月	111.2	101.9	94.4	100.5	99.2	101.1	675	546	392	590	476	363	326	110.0	110.9	126.6		129	19,746	4	828	102,802
5月	94.3	90.8	94.0	101.8	100.4	100.0	653	501	380	522	401	351	316	110.5	111.4	126.5		160	11,150	1	857	90,389
6月	100.0	95.0	102.3	101.5	100.3	99.7	1,156	879	348	976	776	323	295	110.3	111.4	126.4		161	18,210	3	848	105,703
7月	102.1	96.5	87.5	100.5	98.8	100.1	810	633	376	701	560	339	306	110.5	111.6	126.7		143	50,359	8	961	167,035
8月	103.1	95.3	85.5	99.2	98.9	99.5	703	572	405	609	507	347	314	110.6	111.6	126.4		165	41,142	3	805	114,373
9月	100.4	96.2	86.1	101.0	99.6	99.8	580	408	372	511	414	340	303	110.0	111.4	127.0		129	30,875	8	873	112,470
10月	111.6	104.7	83.7	101.6	100.5	99.9	645	530	397	600	499	339	307	111.0	112.1	127.6		174	25,631	4	965	127,521
11月	104.7	96.3	73.4	99.6	99.5	98.0	583	476	371	519	426	350	314	111.4	112.5	128.0		137	22,743	5	778	82,403
12月	101.7	97.3	73.8	100.2	98.4	98.6	1,350	1,116	423	1,208	1,010	374	352	111.1	112.2	128.1		165	182,301	11	928	298,182
令和8年1月	104.1	99.7	78.4	104.5	102.1	97.8	678	540	383	531	433	335	308	110.9	112.0	128.5		117	26,088	6	887	119,815
2月	106.1	99.7	76.1	102.4	100.6	98.1	691	564	376	589	491	320	289	110.5	111.4	128.5		160	24,982	9	851	133,160
3月	p 104.7	p 99.4	p 90.6	102.0	99.7	96.3	711	584	477	558	453	375	335	111.0	112.1	129.7		138	16,294	4	924	114,862
4月				102.5	101.0	96.0				612	494	365	329	111.7	112.5	133.3		137	13,766	2	883	111,896
5月														112.0	113.0	p 134.5		156	38,561	10	780	121,199
6月																						
	前年比・前月比						前年比・前年同月比（「実質増減率」）								前年比・前年同月比			前年比・前年同月比				
令和2年	△11.5	—	—	△ 10.4	△ 10.7	△ 8.3	4.2	4.1	△ 4.8	4.0	4.6	△ 5.6	△ 5.3	0.0	△ 0.2	—		△ 11.9	△ 36.9	12.8	△ 7.3	△ 14.3
令和3年	7.4	—	—	5.4	4.4	6.4	4.4	4.2	4.3	△ 0.7	△ 1.2	1.2	0.4	△ 0.2	△ 0.2	4.6		△ 19.1	69.3	△ 17.0	△ 22.4	△ 5.6
令和4年	2.5	—	—	△ 0.1	△ 0.5	2.7	△ 9.0	△ 8.3	△ 4.9	△ 1.0	△ 1.3	0.6	1.2	2.2	2.3	9.8		2.2	△ 20.6	△ 11.4	6.6	102.6
令和5年	△ 3.5	—	—	△ 1.3	△ 0.7	△ 0.5	1.3	0.7	△ 0.2	△ 5.1	△ 4.8	△ 4.2	△ 2.6	3.0	3.1	4.4		38.7	123.3	105.1	35.1	3.0
令和6年	0.8	—	—	△ 2.6	△ 3.2	△ 1.9	4.3	4.9	△ 0.1	1.4	2.3	△ 1.2	△ 1.1	2.1	2.5	2.4		11.6	△ 24.9	△ 17.5	15.1	△ 2.4
令和7年	△ 2.4	—	—	△ 0.3	△ 0.4	△ 2.8	△ 5.8	△ 6.9	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.7	2.7	0.9	2.7	3.1	p 3.2		△ 0.3	△ 14.5	△ 7.6	2.9	△ 32.0
令和7年1月	△ 5.0	—	—	0.9	△ 0.4	1.0	△ 11.3	△ 11.5	△ 1.5	△ 1.1	△ 1.7	1.1	0.8	2.5	3.2	4.2		16.0	△ 2.3	33.3	19.8	53.4
2月	7.8	—	—	0.1	1.6	△ 0.5	△ 7.8	△ 6.2	△ 6.8	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.2	△ 0.5	2.2	3.0	4.3		2.5	△ 51.2	25.0	7.3	22.6
3月	△ 7.1	—	—	△ 0.6	△ 1.4	0.1	△ 14.1	△ 14.2	△ 0.1	△ 2.0	△ 2.5	3.8	2.1	2.4	3.2	4.3		△ 16.0	△ 20.9	25.0	△ 5.8	△ 30.6
4月	4.9	—	—	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.6	△ 8.0	△ 6.1	△ 11.7	0.0	0.9	1.2	△ 0.1	3.4	3.5	3.9		△ 12.8	△ 31.9	△ 55.6	5.7	△ 9.3
5月	△ 15.2	—	—	1.3	1.2	△ 1.1	△ 0.6	0.1	△ 8.7	0.4	2.6	6.1	4.7	3.6	3.7	3.1		△ 16.2	△ 67.0	△ 5.7	△ 15.0	△ 33.9
6月	6.0	—	—	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 7.2	△ 13.5	0.3	△ 1.7	△ 8.1	3.8	1.3	3.1	3.3	2.8		10.3	21.8	50.0	3.4	△ 3.8
7月	2.1	—	—	△ 1.0	△ 1.5	0.4	△ 8.6	△ 9.5	△ 2.9	△ 2.5	△ 4.9	4.6	1.4	2.9	3.1	2.5		2.1	113.4	166.7	0.8	△ 78.6
8月	1.0	—	—	△ 1.3	0.1	△ 0.6	0.4	0.8	4.8	2.8	1.9	5.7	2.3	2.5	2.7	2.6		15.4	167.4	50.0	11.3	12.8
9月	△ 2.6	—	—	1.8	0.7	0.3	△ 7.0	△ 18.3	3.3	0.0	△ 0.6	6.6	1.8	2.5	2.9	2.8		△ 18.9	△ 39.4	14.3	8.1	△ 15.2
10月	11.2	—	—	0.6	0.9	0.1	△ 9.6	△ 8.1	16.0	△ 0.1	△ 0.4	0.1	△ 3.0	2.8	3.0	2.7		13.7	△ 78.8	△ 42.9	6.1	△ 49.5
11月	△ 6.2	—	—	△ 2.0	△ 1.0	△ 1.9	△ 6.1	△ 5.7	0.0	△ 2.2	△ 2.5	7.2	2.9	2.8	3.0	2.7		△ 2.1	△ 58.4	△ 54.5	△ 7.4	△ 48.5
12月	△ 2.9	—	—	0.6	△ 1.1	0.6	4.9	5.4	5.7	0.0	1.2	△ 3.6	△ 2.6	2.3	2.4	2.4		13.0	61.3	57.1	10.2	53.6
令和8年1月	2.4	—	—	4.3	3.8	△ 0.8	10.8	9.9	2.4	1.3	1.3	△ 0.7	△ 1.0	2.0	2.0	2.4		△ 23.0	20.6	50.0	5.5	△ 1.3
2月	1.9	—	—	△ 2.0	△ 1.5	0.3	4.0	4.0	11.3	1.6	2.0	0.5	△ 1.8	1.8	1.6	2.1		28.0	41.8	80.0	11.3	△ 22.2
3月	p △ 1.3	—	—	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.8	15.7	19.3	8.2	4.7	4.7	△ 3.6	△ 2.9	1.7	1.8	2.8		0.7	△ 16.2	△ 20.0	8.3	16.5
4月				0.5	1.3	△ 0.3				2.3	2.3	△ 1.1	△ 0.5	1.5	1.4	5.3		6.2	△ 30.3	△ 50.0	6.6	8.8
5月														1.3	1.4	p 6.3		△ 2.5	245.8	900.0	△ 9.0	34.1
6月																						
	東京都総務局 「東京都工業指数月報」			経済産業省 「鉱工業指数」			東京都総務局「都民のくらしむき」			総務省「家計調査」				総務省 「消費者物価指数」		日本銀行 「企業物価指数」		東京都産業労働局 「東京の企業倒産状況」			(株)東京商工リサーチ 「倒産月報」	

（注）7）p は速報値、△は減少を示している。

8）「工業指数」の年の指数は原指数（月の指数は季節調整済指数）である。東京都の「出荷」及び「在庫」の前年比・前月比（確報値）は公表されていない。

9）企業倒産は負債額1千万円以上の倒産を、大型倒産は負債額10億円以上の倒産をそれぞれ示している。

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html

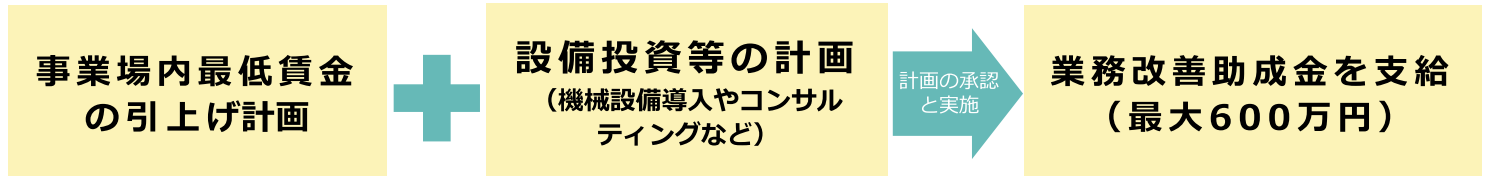


(R8.4)

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

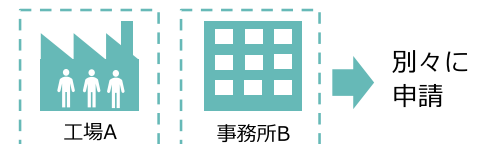
事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施

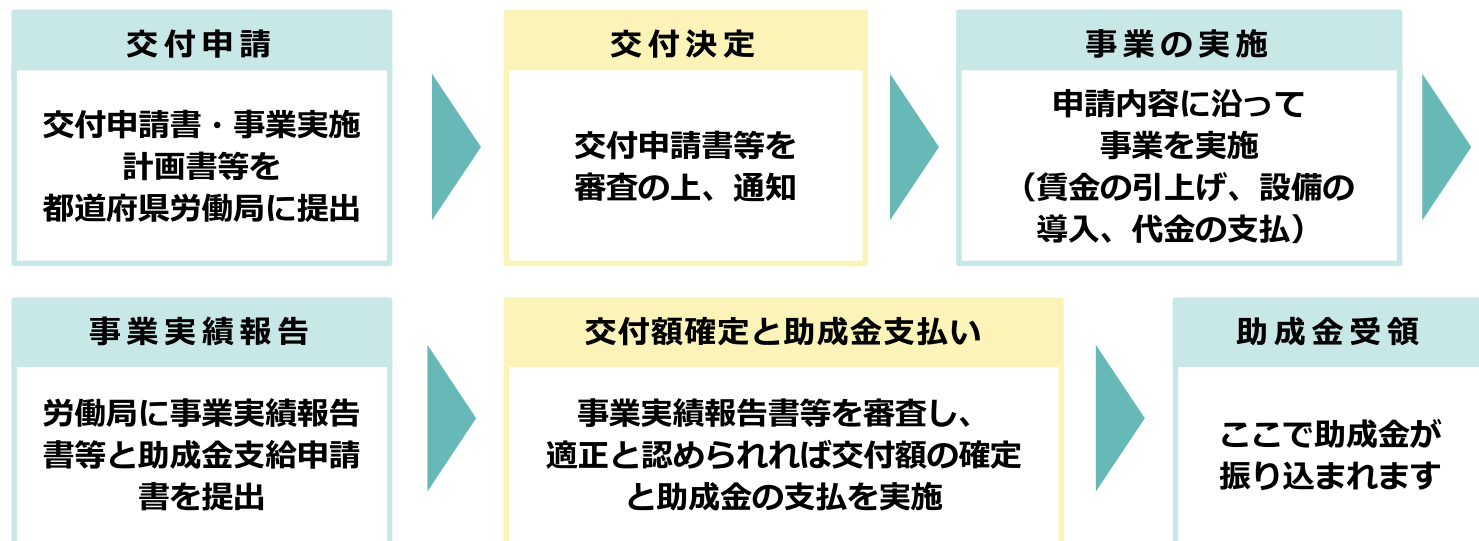


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

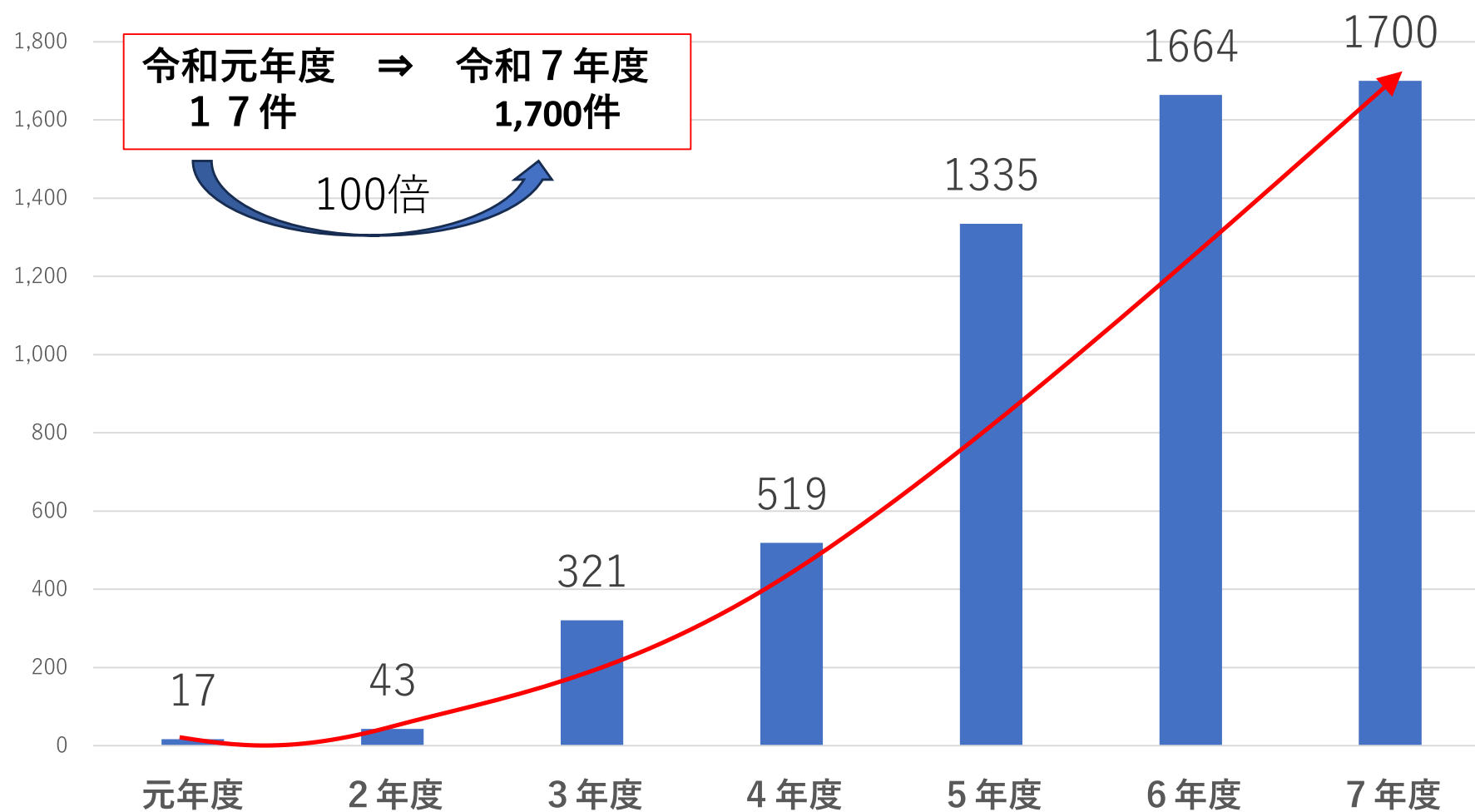
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

令和7年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和8年3月31日時点

	令和7年									令和8年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	22	67	109	104	175	505	116	0	0	0	0	0	1,098
02 青森	2	9	16	27	11	50	107	119	0	0	0	0	341
03 岩手	7	12	19	12	21	35	94	171	0	0	0	0	371
04 宮城	11	18	33	21	48	213	43	0	0	0	0	0	387
05 秋田	5	9	10	25	28	27	60	44	25	17	36	49	335
06 山形	3	13	14	12	18	42	63	100	98	0	0	0	363
07 福島	14	31	50	44	58	82	126	111	179	0	0	0	695
08 茨城	6	17	38	34	63	194	99	0	0	0	0	0	451
09 栃木	9	26	34	31	67	196	0	0	0	0	0	0	363
10 群馬	8	17	29	26	35	69	58	48	34	33	96	1	454
11 埼玉	17	39	60	73	79	163	350	0	0	0	0	0	781
12 千葉	10	31	49	48	110	182	37	0	0	0	0	0	467
13 東京	32	81	222	163	279	675	248	0	0	0	0	0	1,700
14 神奈川	11	48	85	75	128	316	88	0	0	0	0	0	751
15 新潟	7	24	41	35	82	260	33	0	0	0	0	0	482
16 富山	6	21	20	14	31	94	62	0	0	0	0	0	248
17 石川	4	17	26	27	34	242	70	0	0	0	0	0	420
18 福井	14	22	34	32	59	266	53	0	0	0	0	0	480
19 山梨	4	7	22	13	17	24	48	84	0	0	0	0	219
20 長野	19	26	43	48	56	232	32	0	0	0	0	0	456
21 岐阜	19	27	46	49	76	163	153	0	0	0	0	0	533
22 静岡	17	35	129	62	82	178	406	3	0	0	0	0	912
23 愛知	40	94	234	175	355	579	568	0	0	0	0	0	2,045
24 三重	5	15	38	29	45	68	101	135	0	0	0	0	436
25 滋賀	8	16	33	37	52	150	42	0	0	0	0	0	338
26 京都	16	23	49	53	71	102	117	179	2	0	0	0	612
27 大阪	36	105	184	170	282	517	488	0	0	0	0	0	1,782
28 兵庫	28	57	142	100	200	455	124	0	0	0	0	0	1,106
29 奈良	6	19	35	24	45	57	112	94	0	0	0	0	392
30 和歌山	7	14	29	26	27	85	187	0	0	0	0	0	375
31 鳥取	1	8	9	8	14	103	39	0	0	0	0	0	182
32 島根	2	7	19	7	15	42	103	69	0	0	0	0	264
33 岡山	7	31	33	45	55	76	99	210	0	0	0	0	556
34 広島	7	28	44	50	80	181	297	0	0	0	0	0	687
35 山口	10	17	31	21	39	130	145	0	2	0	0	0	395
36 徳島	0	8	9	19	24	23	67	99	176	0	0	0	425
37 香川	5	11	36	40	53	142	132	0	0	0	0	0	419
38 愛媛	8	15	29	21	38	39	90	159	0	0	0	0	399
39 高知	2	9	9	14	19	18	54	64	0	0	0	0	189
40 福岡	16	67	99	113	151	231	476	368	0	0	0	0	1,521
41 佐賀	2	7	27	32	49	66	121	113	0	0	0	0	417
42 長崎	3	21	28	21	27	54	109	179	22	0	0	0	464
43 熊本	1	16	25	44	41	42	43	101	210	0	0	0	523
44 大分	7	19	36	37	46	60	74	105	139	0	0	0	523
45 宮崎	3	9	29	17	28	44	93	90	0	0	0	0	313
46 鹿児島	1	15	14	25	37	86	215	0	0	0	0	0	393
47 沖縄	6	22	43	28	76	43	138	254	0	0	0	0	610
合計	474	1,250	2,393	2,131	3,426	7,601	6,380	2,899	887	50	132	50	27,673



「業務改善助成金」申請件数の推移（東京局）

ランク 目安	都道府県名	最低賃金時間額 【円】	引上げ		目安差額	発効日
			率【%】	額【円】		
A 5.6% 63円	埼玉	1,141	5.8	63	±0	11月1日
	千葉	1,140	5.9	64	1	10月3日
	東京	1,226	5.4	63	±0	10月3日
	神奈川	1,225	5.4	63	±0	10月4日
	愛知	1,140	5.8	63	±0	10月18日
	大阪	1,177	5.7	63	±0	10月16日
B 6.3% 63円	北海道	1,075	6.4	65	2	10月4日
	宮城	1,038	6.7	65	2	10月4日
	福島	1,033	8.2	78	15	1月1日
	茨城	1,074	6.9	69	6	10月12日
	栃木	1,068	6.4	64	1	10月1日
	群馬	1,063	7.9	78	15	3月1日
	新潟	1,050	6.6	65	2	10月2日
	富山	1,062	6.4	64	1	10月12日
	石川	1,054	7.1	70	7	10月8日
	福井	1,053	7.0	69	6	10月8日
	山梨	1,052	6.5	64	1	12月1日
	長野	1,061	6.3	63	±0	10月3日
	岐阜	1,065	6.4	64	1	10月18日
	静岡	1,097	6.1	63	±0	11月1日
	三重	1,087	6.3	64	1	11月21日
	滋賀	1,080	6.2	63	±0	10月5日
	京都	1,122	6.0	64	1	11月21日
	兵庫	1,116	6.1	64	1	10月4日
	奈良	1,051	6.6	65	2	11月16日
	和歌山	1,045	6.6	65	2	11月1日
	島根	1,033	7.4	71	8	11月17日
	岡山	1,047	6.6	65	2	12月1日
	広島	1,085	6.4	65	2	11月1日
	山口	1,043	6.5	64	1	10月16日
	徳島	1,046	6.7	66	3	1月1日
	香川	1,036	6.8	66	3	10月18日
	愛媛	1,033	8.1	77	14	12月1日
	福岡	1,057	6.6	65	2	11月16日
C 6.7% 64円	青森	1,029	8.0	76	12	11月21日
	岩手	1,031	8.3	79	15	12月1日
	秋田	1,031	8.4	80	16	3月31日
	山形	1,032	8.1	77	13	12月23日
	鳥取	1,030	7.6	73	9	10月4日
	高知	1,023	7.5	71	7	12月1日
	佐賀	1,030	7.7	74	10	11月21日
	長崎	1,031	8.2	78	14	12月1日
	熊本	1,034	8.6	82	18	1月1日
	大分	1,035	8.5	81	17	1月1日
	宮崎	1,023	7.5	71	7	11月16日
	鹿児島	1,026	7.7	73	9	11月1日
	沖縄	1,023	7.5	71	7	12月1日
	全国 加重平均額	1,121	6.3	66		

（※ 1）各ランクの引上げ率は、Aランク5.6%（目安時：5.6%）、Bランク6.6%（目安時：6.3%）、Cランク8.0%（目安時：6.7%）

（※ 2）赤ハイライトは目安+10円以上又は3月発効、黄色ハイライトは目安+1～9円又は1月1日発効、青ハイライトは、Cランク>Bランクとランク間で逆転が生じているもの。

令和7年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※1）	引上げ額 【円】	目安比較 【円】	本審採決状況 （※3）	発効年月日
A	東京	1,226（1,163）	63	+ 0	● 使側5名反対	令和7年10月3日
	神奈川	1,225（1,162）	63	+ 0	○ 全会一致	令和7年10月4日
	大阪	1,177（1,114）	63	+ 0	○ 全会一致	令和7年10月16日
	愛知	1,140（1,077）	63	+ 0	▲ 労側5名反対	令和7年10月18日
	千葉	1,140（1,076）	64	+ 1	● 使側5名反対	令和7年10月3日
	埼玉	1,141（1,078）	63	+ 0	▲ 労側5名反対	令和7年11月1日
B	兵庫	1,116（1,052）	64	+ 1	● 使側5名反対	令和7年10月4日
	京都	1,122（1,058）	64	+ 1	● 使側3名反対、労側1名棄権	令和7年11月21日
	茨城	1,074（1,005）	69	+ 6	● 使側5名反対	令和7年10月12日
	静岡	1,097（1,034）	63	+ 0	●▲ 金額：労側5名反対 発効日：使側3名反対	令和7年11月1日
	富山	1,062（998）	64	+ 1	● 使側5名反対	令和7年10月12日
	広島	1,085（1,020）	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年11月1日
	滋賀	1,080（1,017）	63	+ 0	▲● 労側5名反対、使側1名反対	令和7年10月5日
	栃木	1,068（1,004）	64	+ 1	○ 全会一致	令和7年10月1日
	群馬	1,063（985）	78	+ 15	● 使側5名反対	令和8年3月1日
	宮城	1,038（973）	65	+ 2	▲● 労側1名反対、使側3名反対	令和7年10月4日
	山梨	1,052（988）	64	+ 1	▲ 労側2名反対	令和7年12月1日
	三重	1,087（1,023）	64	+ 1	▼ 労側5名退席	令和7年11月21日
	石川	1,054（984）	70	+ 7	● 使側2名反対	令和7年10月8日
	福岡	1,057（992）	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年11月16日
	香川	1,036（970）	66	+ 3	▼ 労側3名退席	令和7年10月18日
	岡山	1,047（982）	65	+ 2	▲ 労側4名反対	令和7年12月1日
	福井	1,053（984）	69	+ 6	● 使側3名反対	令和7年10月8日
	奈良	1,051（986）	65	+ 2	○ 全会一致	令和7年11月16日
	山口	1,043（979）	64	+ 1	● 使側3名反対	令和7年10月16日
	長野	1,061（998）	63	+ 0	▲ 労側5名反対	令和7年10月3日
	北海道	1,075（1,010）	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年10月4日
	岐阜	1,065（1,001）	64	+ 1	○ 全会一致	令和7年10月18日
	徳島	1,046（980）	66	+ 3	○ 全会一致	令和8年1月1日
	福島	1,033（955）	78	+ 15	● 使側4名反対	令和8年1月1日
	新潟	1,050（985）	65	+ 2	● 使側5名反対	令和7年10月2日
	和歌山	1,045（980）	65	+ 2	○ 全会一致	令和7年11月1日
	愛媛	1,033（956）	77	+ 14	○ 全会一致	令和7年12月1日
	島根	1,033（962）	71	+ 8	● 使側4名反対	令和7年11月17日
C	大分	1,035（954）	81	+ 17	● 使側4名反対	令和8年1月1日
	熊本	1,034（952）	82	+ 18	●■ 使側2名反対、使側3名退席	令和8年1月1日
	山形	1,032（955）	77	+ 13	● 使側3名反対	令和7年12月23日
	佐賀	1,030（956）	74	+ 10	■ 使側5名退席	令和7年11月21日
	長崎	1,031（953）	78	+ 14	■ 使側4名退席	令和7年12月1日
	岩手	1,031（952）	79	+ 15	■ 使側5名退席	令和7年12月1日
	高知	1,023（952）	71	+ 7	○ 全会一致	令和7年12月1日
	鳥取	1,030（957）	73	+ 9	○ 全会一致	令和7年10月4日
	秋田	1,031（951）	80	+ 16	● 使側5名反対	令和8年3月31日
	鹿児島	1,026（953）	73	+ 9	● 使側5名反対	令和7年11月1日
	宮崎	1,023（952）	71	+ 7	● 使側4名反対	令和7年11月16日
	青森	1,029（953）	76	+ 12	● 使側5名反対	令和7年11月21日
	沖縄	1,023（952）	71	+ 7	● 使側4名反対	令和7年12月1日
全国加重平均額		1,121（1,055）				

※1 括弧書きは、令和6年度地域別最低賃金額

※2 空欄箇所は入力時点で未定。発効年月日は入力時点での予定日。

※3 採決状況 ○：全会一致 ●：使用者側反対 ▲：労働者側反対 ■：使用者側退席 ▼：労働者側退席 ●：使側一部反対 ▲：労側一部反対

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のA B C区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のA B C区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の 60%や平均値の 50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4（1）及び（2）について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料 1

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</u> ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日から大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について

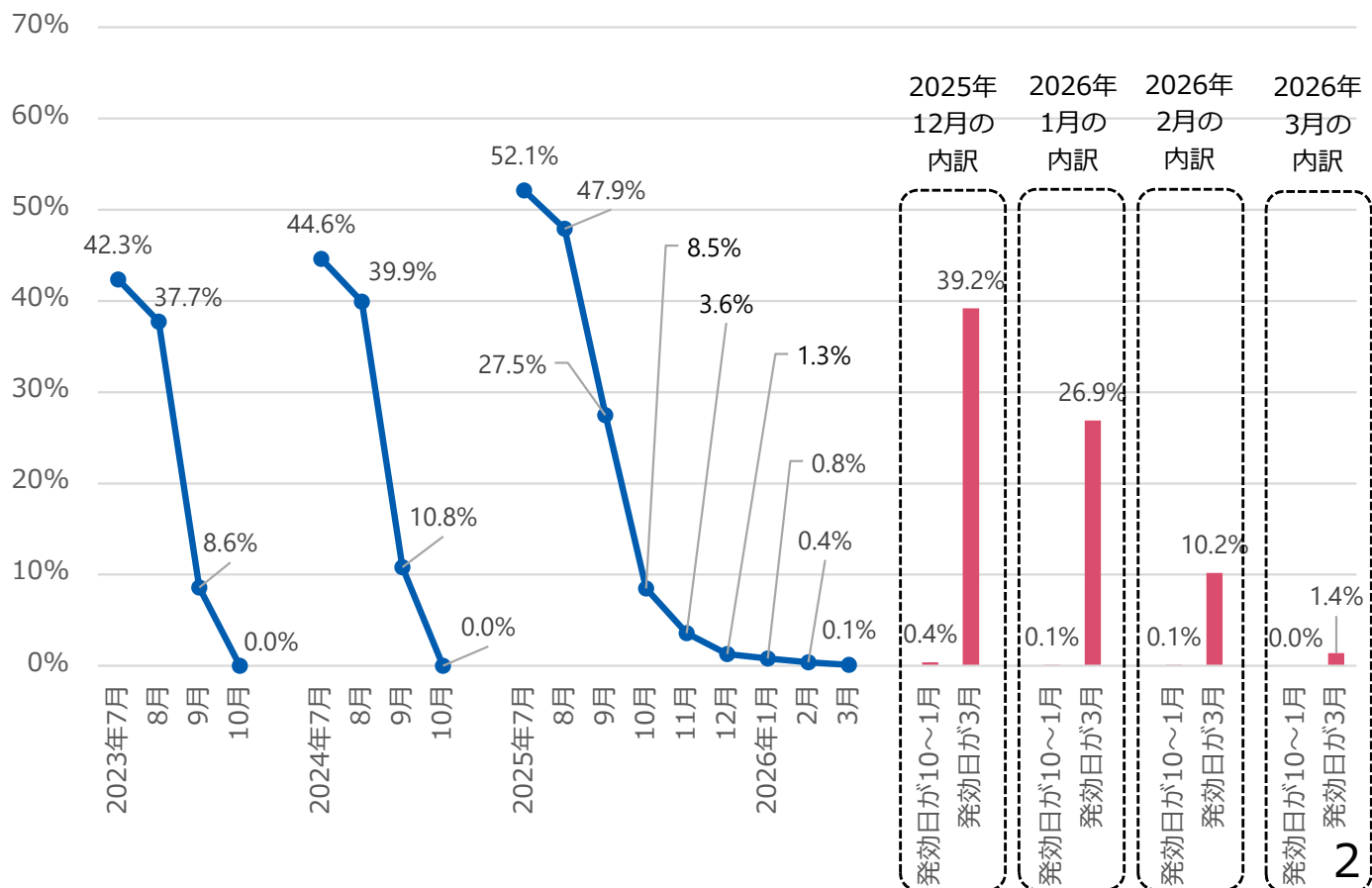
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

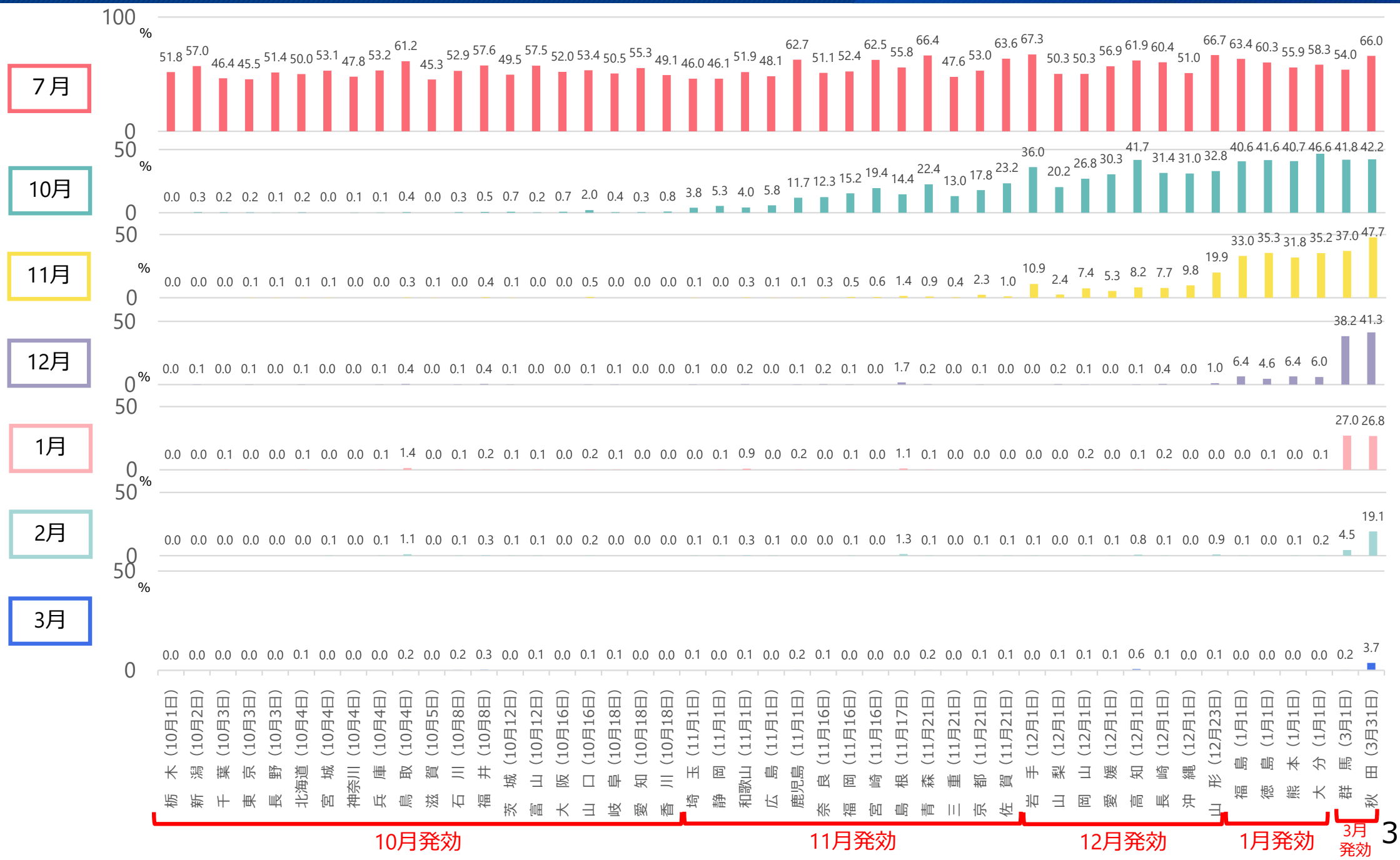
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合（全国）の推移



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（％）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



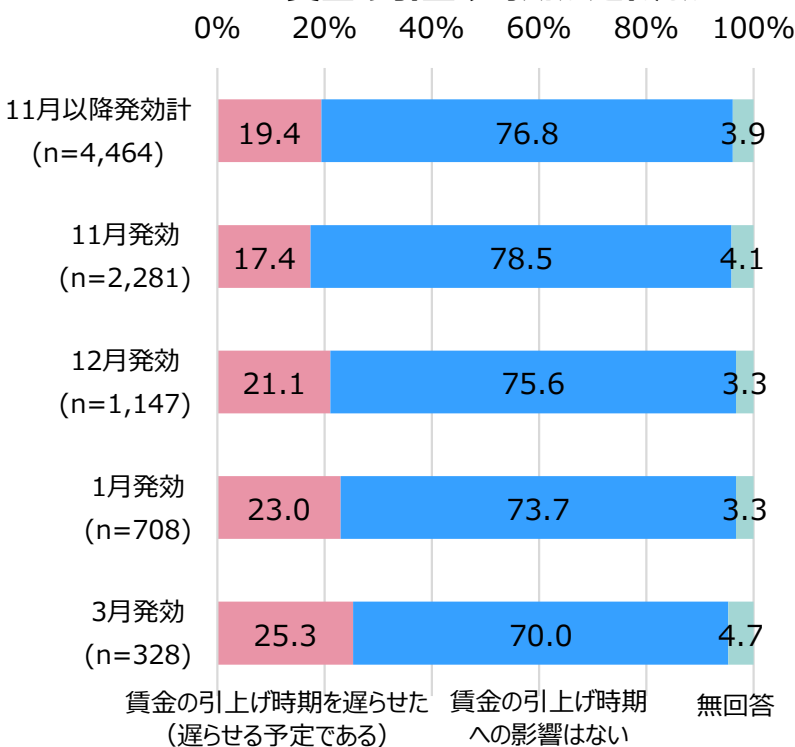
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

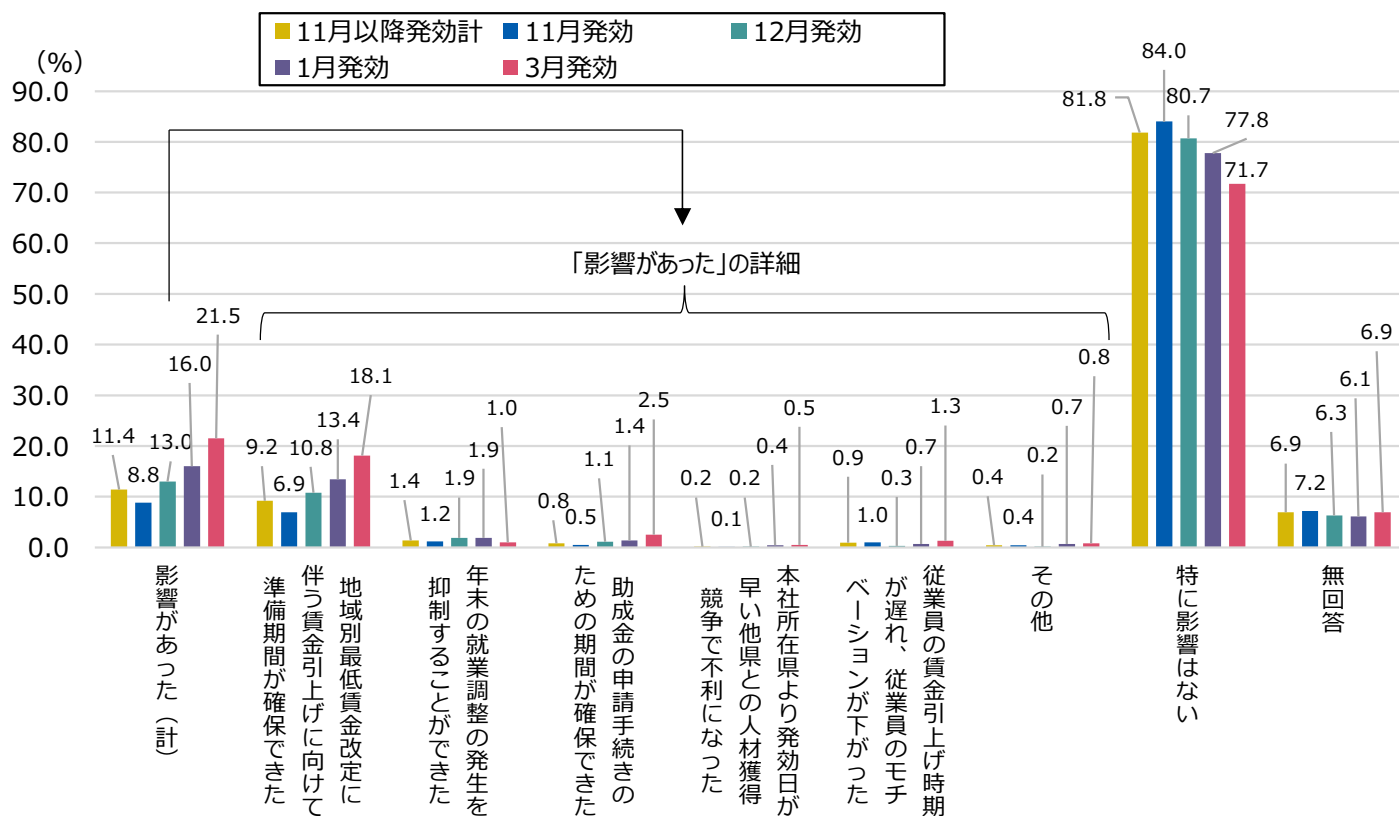
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所）JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きい（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

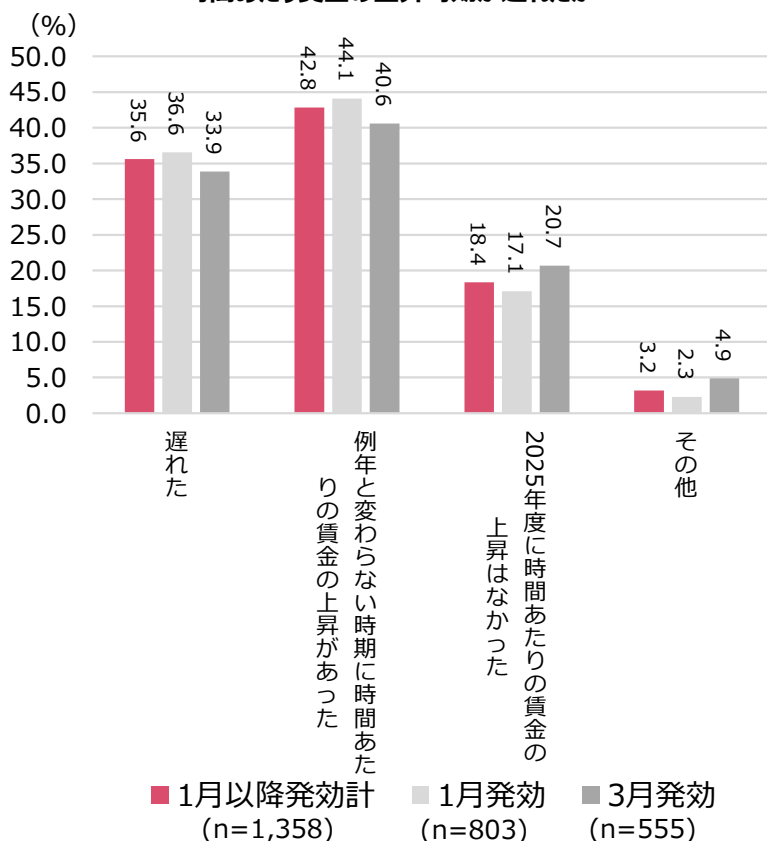
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

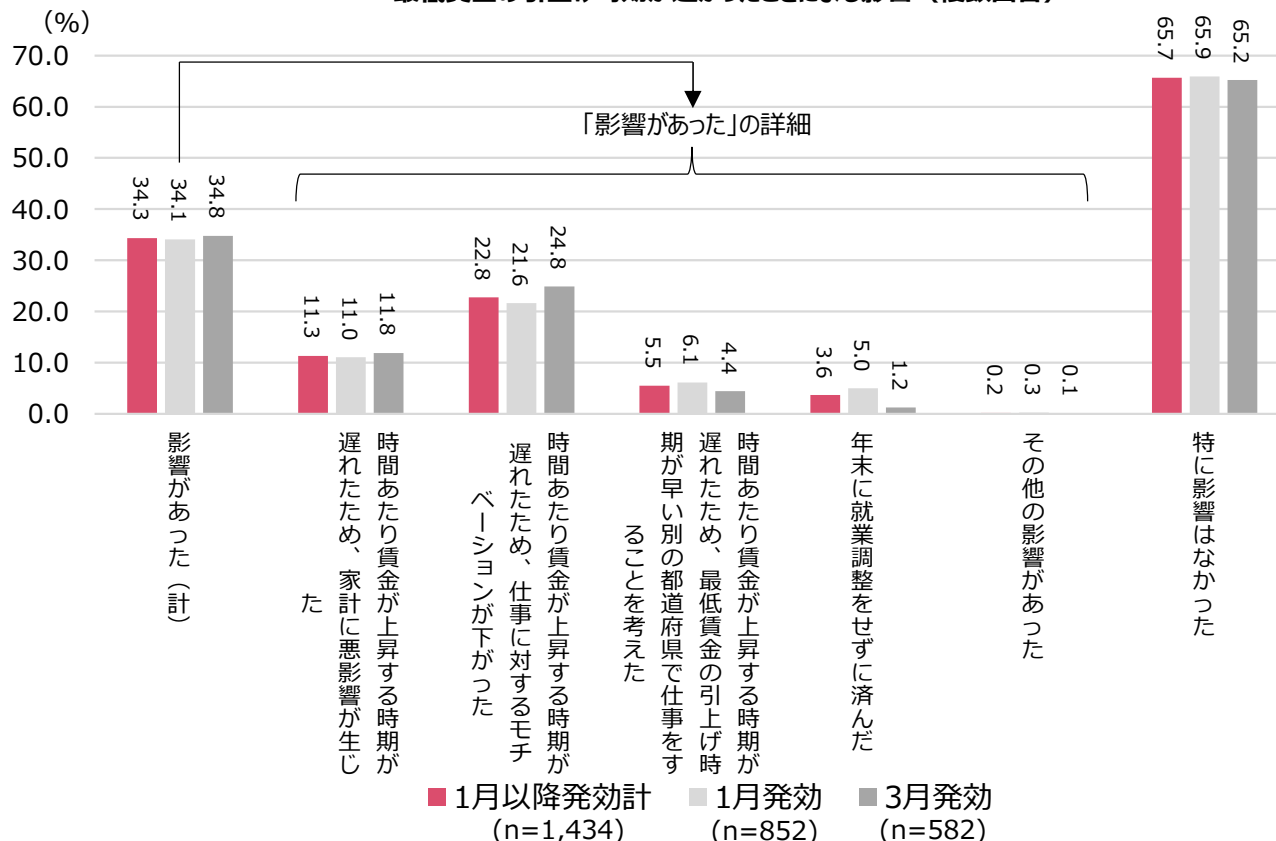
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



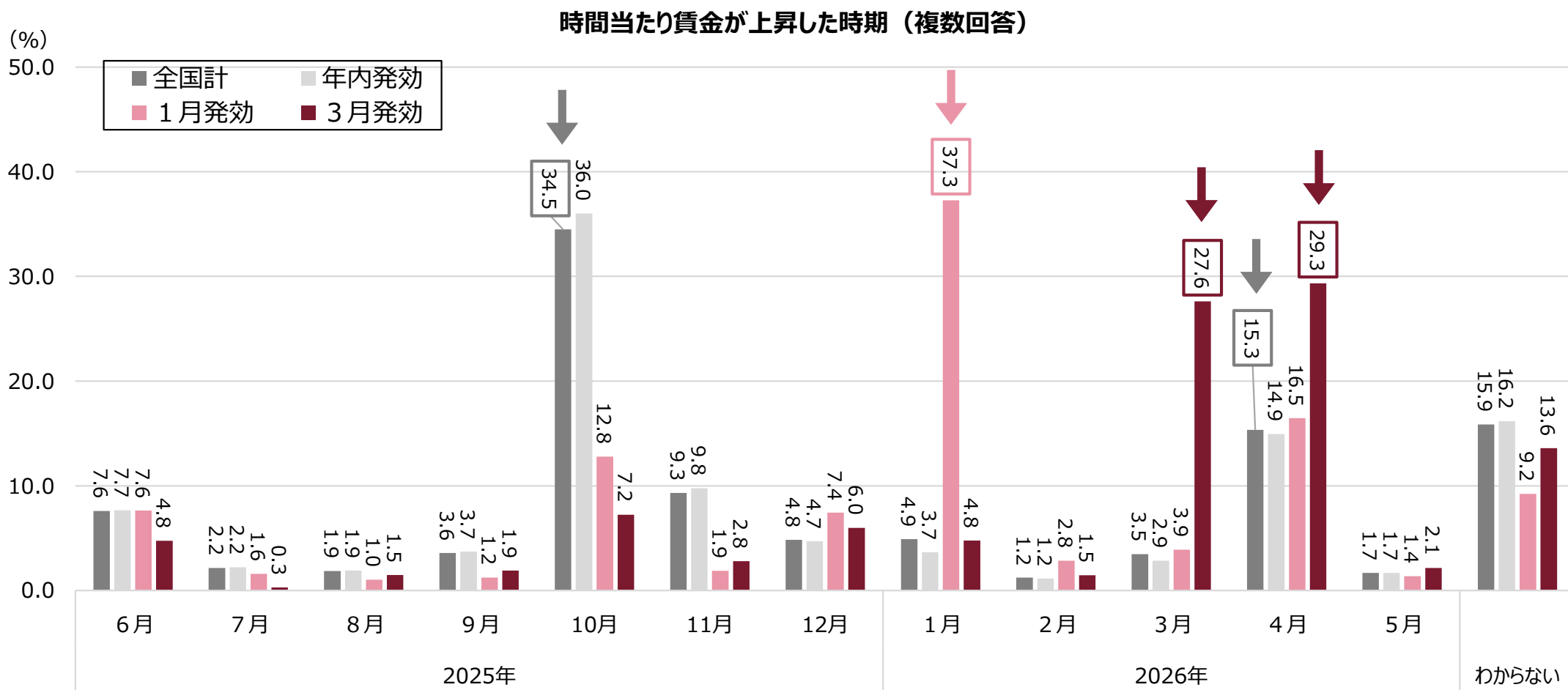
（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。
（）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」（34.5%）が最も多く、「2026年4月」（15.3%）が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」（37.3%）が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」（29.3%）が最も多く、「2026年3月」（27.6%）が次いで多くなっている。



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
（注）本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者（全4,033サンプル中76）を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（全体の56.3%（復元処理後の集計値））について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県（集計に用いたサンプル数は復元前510）、「3月発効」は秋田、群馬の各県（同389）、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。